

規制シート(様式)

140194902280001

平成29年12月6日

規制の名称	外国為替及び外国貿易法(取引の非常停止、支払等の許可、資本取引の許可、対内直接投資の事前届出等)	所管府省	財務省
根拠法令等	外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	財務省国際局調査課 課長 藤井 大輔
規制目的	外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>原則自由の例外として、財務大臣が所管する事項として以下の規制を課すことが可能。</p> <p>【経済制裁】 ○財務大臣は、下記①～③の要件に該当する場合、支払等、資本取引、役務取引について許可を受ける義務を課することができる。(第16条第1項、第21条第1項、第25条第6項) ○財務大臣は、下記③の要件に該当する場合、対外直接投資の届出をした者に対し、当該対外直接投資の内容の変更又は中止を勧告することができる。(第23条第4項) (発動要件) ①国際約束を履行するため必要があると認めるとき(例:国連安保理決議) ②国際平和のための国際的な努力に寄与するため特に必要があると認めるとき(国際協調、有志連合) ③我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして閣議決定したとき(第10条)</p> <p>【経済有事】 ○財務大臣は、下記①の要件に該当する場合、外為法の適用を受ける取引・行為について停止を命ずることができる(第9条第1項)。 ○財務大臣は、下記②の要件に該当する場合、支払について許可を受ける義務を課することができる(第16条第2項)。 ○財務大臣は、下記②～④の要件に該当する場合、資本取引について許可を受ける義務を課することができる(第21条第2項)。 (発動要件) ①国際経済の事情に急激な変化があった場合において、緊急の必要があると認めるとき ②我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるとき ③本邦通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすことになること ④本邦と外国との間の大量の資金の移動により我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすことになること</p> <p>【法の潜脱防止】 ○財務大臣は、下記の要件に該当する場合、支払、支払手段等の輸出入について許可を受ける義務を課することができる(第16条第3項、第19条第1項、第2項)。 (発動要件) この法律又はこの法律の命令の規定の確実な実施を図るために必要があると認めるとき</p> <p>【安全保障・公の秩序・経済運営等】 ○対外直接投資について、下記①、②の要件による審査が必要となるものは、財務大臣に投資の内容、実行の時期等を届け出なければならない(第23条第1、4項)。 ○対内直接投資について、下記③～⑥の要件による審査が必要となるものは、財務大臣及び事業所管大臣に投資の事業目的、金額、実行の時期等を届け出なければならない(第27条第1、3項)。 ○特定取得について、下記⑦の要件による審査が必要となるものは、財務大臣及び事業所管大臣に特定取得の事業目的、金額、実行の時期等を届け出なければならない(第28条第1、3項)。 ○技術導入契約の締結等について、下記③、④の要件による審査が必要となるものは、財務大臣及び事業所管大臣に当該技術導入契約等の条項等を届け出なければならない(第30条第1、3項)。 (事前届出の審査の要件) ①我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること ②国際的な平和及び安全を損ない、又は公の秩序の維持を妨げることになること ③国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること ④我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること ⑤対内直接投資等に関して我が国との間で条約等のない国又は地域からの対内直接投資等であること ⑥財務大臣の許可を要する資本取引に当たるおそれがあるものとして主務省令で定める対内直接投資等であること(イラン関連投資) ⑦国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい場合</p> <p>【その他】 ○鉱産物の加工等の役務取引を行うおとすときは、当該役務取引について、財務大臣の許可を受けなければならない(第25条第5項)。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	安全保障の観点から、国の安全に関する投資に関し、無届け等で対内直接投資等を行った外国投資家に株式売却等の命令を行うことができる制度を創設、外国投資家による他の外国投資家から非上場株式を取得する行為を審査付事前届出制の対象とする等、対内直接投資等の規制を強化(平成29年法改正)	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>○外国為替及び外国貿易法は、平成10年の法改正で業規制を廃止するとともに対外取引について事前の許可・届出制を原則廃止したが、原則自由の例外として規制目的を達成するため、上記規制を存置している。 ○上記規制を維持する理由は、以下のとおり。 ・「経済制裁」については、昨今の北朝鮮情勢等の世界情勢を踏まえると、国際連合安全保障理事会決議を誠実に履行する観点から又は国際平和のための国際的な努力に我が国として適切に寄与する観点等から、引き続き規制を維持する必要がある。 ・「経済有事」については、国際経済の事情に急激な変化があった場合や外国為替相場に急激な変動があった場合等において緊急避難的に対処する措置であり、こうした経済的な有事に対しては対外取引を総覧する同法として適切に対処する必要があるため、引き続き規制を維持する必要がある。 ・「法の潜脱防止」については、同法における他の規制の潜脱を防止するため設けられているものであり、他の規制が存置する限り、引き続き規制を維持する必要がある。 ・「安全保障・公の秩序・経済運営等といったその他の規制」については、我が国及び国際的な安全や公の秩序等といったことが損なわれる事態や我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす事態等を防止するため、引き続き規制を維持する必要がある。上記平成29年法改正も、我が国の安全が損なわれる事態を防止するため、その規制の適正化を図る観点から行ったものである。</p>	<p>規制の維持、改革 又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合 の改革の方向性)</p>			
<p>見直し条項</p>	<p>附則(平成29・5・24法律第38号)第四条</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成34年度</p>		